

(まふ (MAFF) は、農林水産省の英語表記「Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries」の略称です)

本誌のご案内



- 食料・農業・農村基本法見直し検討が始まっています
- 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝AWARD」(第10回選定)の募集開始!
- 「農林水産省共通申請サービス(eMAFF)をご利用ください
- 令和5年産米等作付意向(令和5年4月末時点)が公表されました
- みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか?
- 令和5年集落営農実態調査結果

食料・農業・農村基本法見直し検討が始まっています

食料・農業・農村基本法は、農政の基本理念や政策の方向性を示すものとして、1999年に制定されました。

- (1) 食料の安定供給の確保
- (2) 農業の有する多面的機能の発揮
- (3) 農業の持続的な発展
- (4) その基盤としての農村の振興

を理念として掲げ、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

制定から約20年が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まりや、地球環境問題への対応、海外の市場の拡大等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。

このため、食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会において、令和4年10月18日の第1回から、令和5年5月19日の第15回までの間に基本法の検証・見直しに関する議論を積み重ね、第16回基本法検証部会において、中間取りまとめが示されました。

これをもとに今後の基本法の検証・見直しに当たり、国民の皆様から御意見・御要望を募集するとともに、全国11か所で地方意見交換会を開催します。なお、関東ブロックでは7月18日にさいたま市にて開催する予定です。また、各意見交換会の資料及び議事の概要等は、意見交換会終了後に下記のURL ページで公開することとしております。

＜食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会ホームページ＞

<https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/kensho/index.html>



ご意見ご要望の募集

＜インターネットの提出フォームまたは郵便による提出＞

令和5年6月23日(金曜日)から令和5年7月22日(土曜日) 17時00分まで(必着)

(郵便の場合は当日消印有効)

詳しくは下記URLまたは二次元バーコードよりご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/press/kanbo/kihyo01/230622.html>



意見交換会(関東ブロック)

日時: 令和5年7月18日(火曜日) 10時30分～12時30分

場所: さいたま新都心合同庁舎2号館 5階共用大会議室501
(埼玉県さいたま市中央区新都心2-1)

詳しくは下記URLまたは二次元バーコードよりご覧ください。

https://www.maff.go.jp/kanto/press/kikaku/230622_9.html



「ディスカバー農山漁村（むら）の宝AWARD」 （第10回選定）の募集開始！



「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」は、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現のため、農山漁村が持つポテンシャルを引き出して地域の活性化や所得向上に取り組んでいる優良な事例を選定し、全国への発信を通じて他地域へ横展開を図る取組です。

※「ディスカバー農山漁村（むら）の宝」については、以下のURL（外部リンク）をご確認ください。

<https://www.discovermuranotakara.com/>



応募期間

令和5年6月16日（金曜日）から令和5年8月27日（日曜日）まで

応募方法

以下のURLから御応募ください。

<https://www.discovermuranotakara.com/sentei/>



農林水産省共通申請サービス（eMAFF）をご利用ください

農林水産省では、当省の所管する法令に基づく申請や補助金・交付金の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を構築しました。

【対象手続】

- 認定農業者制度 ■ 経営所得安定対策 ■ 収入保険 ■ 強い農業づくり総合支援交付金事業
- 環境保全型農業直接支払交付金 ■ 集落農業振興地域制度 等

現在申請可能な手続きの一覧はこちら⇒<https://e.maff.go.jp/SearchFromAllTetsuzuki>



eMAFFを使うと・・・

Point 1 自宅のPC、スマホから申請可能に。

役所の開庁時間に縛られることなく自宅のパソコン やスマートフォン、タブレットからも申請できます。

Point 2 紙の保管が不要に。

eMAFFを利用した申請情報はシステムに蓄積されるため、申請書類を紙で保管する必要はありません。また、蓄積された過去の申請情報を利用できるため、入力作業が省力化できます。

Point 3 審査状況の確認も簡単。

自分が行った申請の審査状況をリアルタイムで把握することもできます。

共通申請サービス（eMAFF）をご利用いただくには以下の手順が必要です。

ステップ01：認証システム「gBizID エントリー」の取得

ステップ02：「eMAFFプライム」の取得

ステップ03：eMAFFを利用してオンライン申請

詳しくは下記のURL又は二次元バーコードからご覧ください。

<https://e.maff.go.jp/GuestPortal?ec=302&startURL=%2F>



令和5年産米等作付意向の公表

農林水産省では、産地・生産者が主体的に作付を判断し、需要に応じた生産・販売を行うことができるよう、きめ細やかな情報提供を行うこととし、その一環として、各都道府県別及び地域農業再生協議会別に水田の作付意向を公表しています。

令和5年産米等の作付意向(令和5年4月末現在)は、令和4年産の作付実績との比較による作付の増減を示したものです。栃木県では、新市場開拓用米(輸出用米等)、飼料用米、WCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)、麦の作付増加が見込まれています。

米の需給バランスを維持するために、主食用米から飼料用米などの非主食用米や米以外の作物への作物への更なる作付転換を推進しています。

○主産県における令和5年産米等の作付意向について(第2回中間的取組状況(令和5年4月現在))

都道府県	主食用米			戦略作物														備蓄米	
	4年度実績	5年度意向(対前年実績)		加工用米		新市場開拓用米 (輸出用米等)		米粉用米		飼料用米		WSC用稲 (稲発酵粗飼料用稲)		麦		大豆		4年度実績	5年度意向 (対前年実績)
		4月末時点 (今回公表)	1月末時点 (今回公表)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)	4年度実績	5年度意向 (対前年実績)		
全国計	125.1万			49,786		7,248		8,403		142,055		48,404		106,275		88,568		36,479	
北海道	82,500	→	→	6,804	↑	1,359	↑	92	↑	7,094	↓	900	↑	37,248		19,246	↓	2,707	↓
岩手	43,700	↓	↓	1,361	↓	345	↑	76	↓	5,830	→	2,234	↑	3,325	↓	4,073	↓	653	↑
宮城	57,000	→	→	653	↓	727	↑	155	↓	10,416	↓	2,672	↑	1,727		10,128	↓	2,155	→
秋田	69,100	→	→	8,820	↓	380	↑	429	↓	5,279	↓	1,172	→	165	↑	8,610	→	3,714	↑
山形	52,700	→	→	4,715	→	373	↑	119	↓	5,236	↑	1,115	↑	85	↓	4,621	→	3,620	↓
福島	51,900	→	→	382	↑	82	↑	13	↓	12,631	→	1,078	↑	291	↑	786	↑	5,408	↓
茨城	58,300	→	→	987	↓	452	↑	59	↑	14,375	↓	603	↑	4,221	↓	592	↑	207	↓
栃木	46,100	→	↓	1,807	↓	44	↑	1,448	→	15,716	↑	2,012	↑	6,855	↑	635	↓	1,384	↓
千葉	45,500	→	→	1,444	↑	12	↑	131	↑	10,706		1,129	↑	435	↑	273	↓	706	↓
新潟	99,900	→	→	7,627	→	1,513	↑	2,285	↓	4,578	↓	433	↑	125	↑	3,907	↑	4,558	→

(注1) 主食用米、戦略作物及び備蓄米の「5年度意向(対前年実績)」は、4年度実績と比較し、「↑:増加傾向」(1%超増加)、「→:前年並み」(増減1%以内)、「↓:減少傾向」(1%超減少)で分類。
(注2) 主食用米の「4年度実績」は、4年12月統計部公表の主食用作付面積。
(注3) 加工用米、新市場開拓用米、米粉用米、飼料用米、WCS用稲の「4年度実績」は、取組計画認定面積。麦・大豆の「4年度実績」は、地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積(基幹作)。
(注4) 備蓄米の「4年度実績」は、地域農業再生協議会が把握した面積。

みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む**5年間の事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができます。**

(申請については、まず県庁にご相談ください)

「環境負荷低減」の取り組み例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用・農業用プラスチックの排出削減など

みどり認定を受けるメリット

メリット①：設備投資の際の所得税・法人税も優遇されます！

認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。

(機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%)

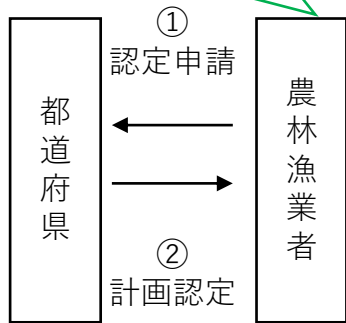
メリット②：さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

計画認定を受けると、国庫補助事業採択審査のポイント加算。

(対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金など)

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

グループ申請も可能です！



計画認定の流れ

お問合せ先：農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

(TEL：03-6744-7186)

【栃木県の調査結果の概要】

集落営農数は233となり、前年に比べ 5（2.1%）減少した。
このうち、法人の集落営農は42となり、前年並みとなった。
この結果、集落営農に占める法人の割合は18.0%となり、前年に比べ0.4ポイント上昇した。
※「集落営農」とは、集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農を行う組織をいう。

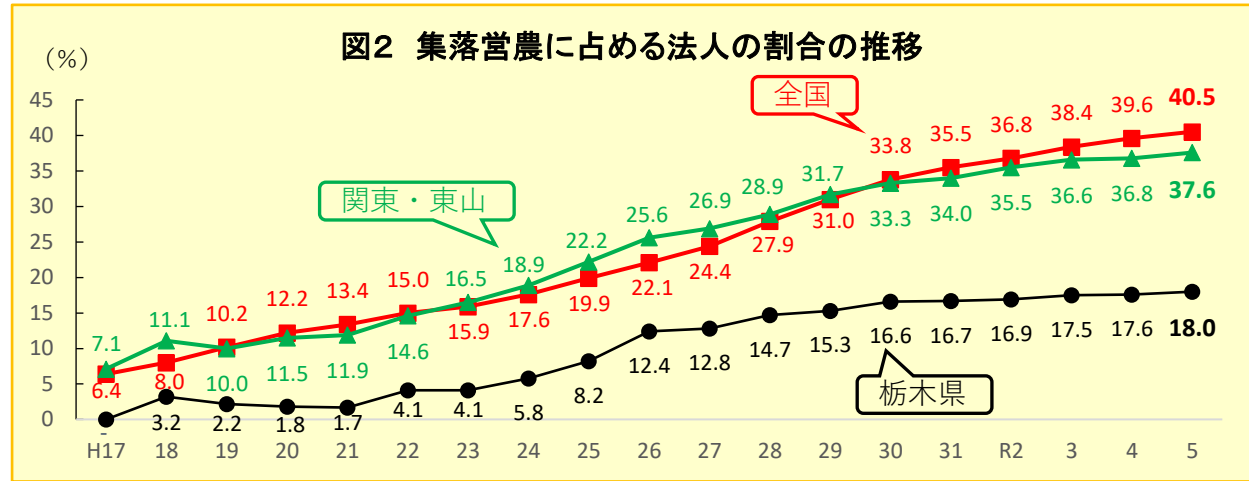
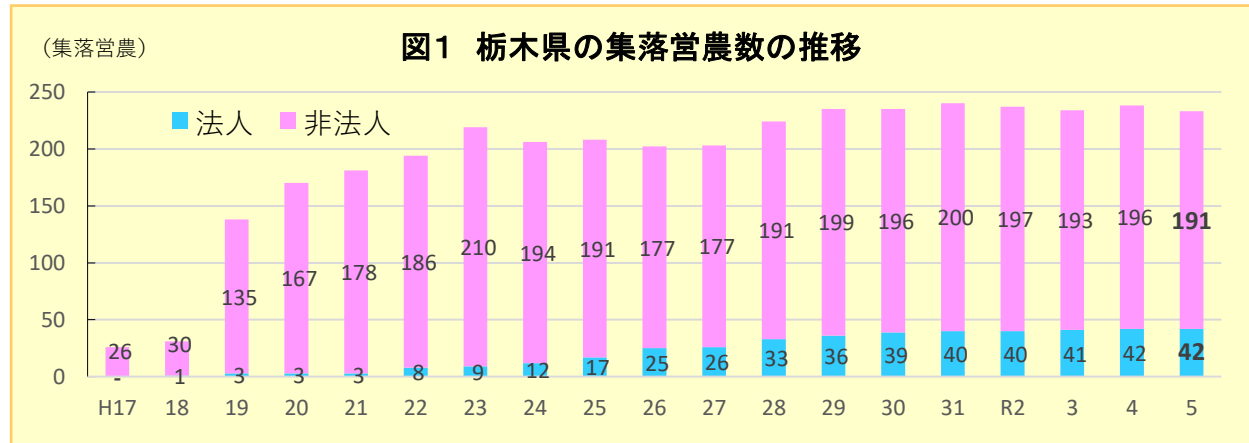


表 集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移		単位	平成17年	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	令和2年	3	4	5
全国計	集落営農		10,063	10,481	12,095	13,062	13,436	13,577	14,643	14,742	14,634	14,717	14,853	15,134	15,136	15,111	14,949	14,832	14,490	14,364	14,227
	集落営農		463	485	772	863	908	936	994	986	980	977	988	1,037	1,040	1,055	1,056	1,034	1,022	1,032	1,043
関東・東山計	集落営農		26	31	138	170	181	194	219	206	208	202	203	224	235	235	240	237	234	238	233
	集落営農		-	1	3	3	3	8	9	12	17	25	26	33	36	39	40	40	41	42	42
栃木県	集落営農		26	30	135	167	178	186	210	194	191	177	177	191	199	196	200	197	193	196	191
	集落営農		26	30	135	167	178	186	210	194	191	177	177	191	199	196	200	197	193	196	191
法人割合	法人割合		-	3.2	2.2	1.8	1.7	4.1	4.1	5.8	8.2	12.4	12.8	14.7	15.3	16.6	16.7	16.9	17.5	17.6	18.0
	法人割合		-	3.2	2.2	1.8	1.7	4.1	4.1	5.8	8.2	12.4	12.8	14.7	15.3	16.6	16.7	16.9	17.5	17.6	18.0

令和 5 年集落営農実態調査結果（令和 5 年 2 月 1 日現在）

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/einou/#y>

